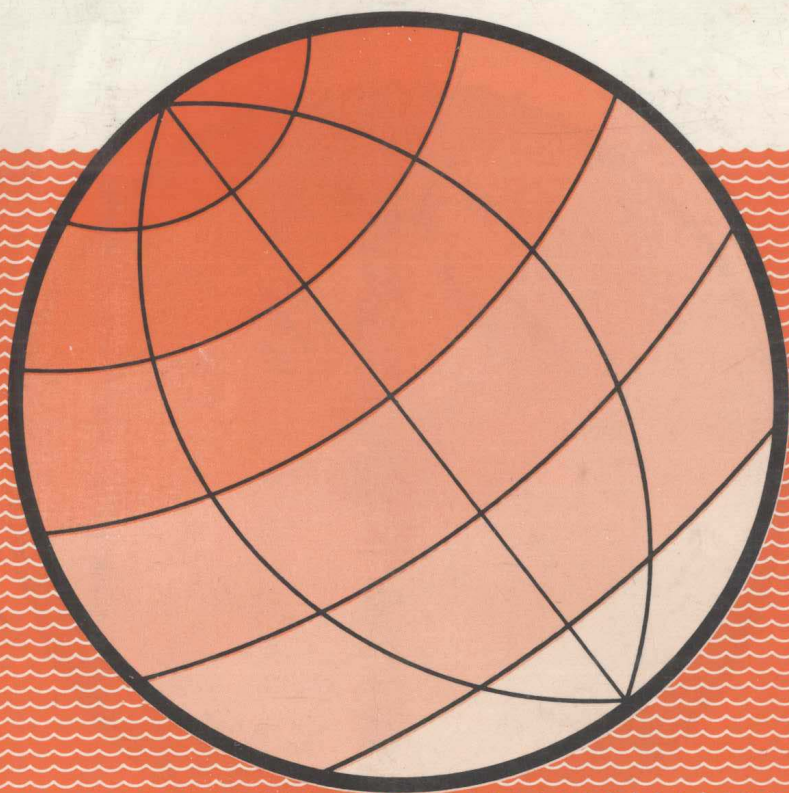


新統一規則による

信用状の実務

川村彰夫著



ダイヤモンド社

新統一規則による
信用状の実務

川村彰夫著

ダイヤモンド社

著者略歴

かわむら あき 彰 夫

昭和16年 高千穂高等商業（現高千穂商科大学）卒業。横浜正金銀行
入行，東京銀行をへて

昭和44年 太陽銀行入行。

現 在 太陽神戸銀行神戸本部外国業
務部勤務。

新統一規則による 信用状の実務

昭和51年3月11日 初版発行

著 者 川 村 彰 夫

© 1976 Akio Kawamura

発行所 ダイヤモンド社

郵便番号 100
東京都千代田区霞が関1-4-2
編集電話 東京 (504)6403
販売電話 東京 (504)6517
振替口座 東京 25976

編集担当／近 正嗣

落丁・乱丁本はお取替えいたします

公和印刷・大島製本

2063-481030-4405

序

畏友、松本正雄氏（大阪商業大教授）からダイヤモンド社が、新たに実社会に出られる方々や、これから、経済、貿易関係の勉強を始められる学生の方々を主対象とした「実務シリーズ」の発刊を企画されていることをお聞きし、その中の信用状関係を分担執筆してみないかとお勧めを受けたとき、非才の自分にはとても荷が重いということ、また業務多忙のためかえってせっかくの企画の足を引っ張るのではという懸念もあって、いったんはお断りしたのであるが、たまたま銀行内部で信用状統一規則改訂実施を控え、その勉強会が頻繁に行われ、若い方々からの問題点提起等興味も盛り上がっていたこともあって、気を取り直し、勇を振るってお引受けし、できたのが小著である。

資源に乏しい狭い国土に多くの人間が犇めき合っているわが国の現状を思うとき、外国貿易の振興と発展がいかに重要なものであるか、いまさらのごとく痛感される。

荷為替信用状は外国貿易の潤滑剤として非常に大きい役割を果たしているのであるが、それに対する正しい知識と理解がなければ、十分にその機能を生かすこともできず、また適正なる運用も期しがたい。改訂規則実施を機に、少しでもお役に立ちうればと思って書いてはみたものの、実施がなにぶんにも1975年10月1日からのことであり、規則の採択等まだまだ流動的であり、問題点もむしろ今後具体化されてくると思われる段階のため、内容そのものはまだまだ不十分であり、誤りや訂正すべき点が多々あることと思う。御教示、御叱正を賜れば幸甚である。

松本正雄氏はもとより、種々御教示をいただいた同僚の河崎正信氏

京都銀行外国部及川竹夫氏，大阪銀行外国部久保田政次氏に厚くお礼申し上げますと共に，種々御迷惑をおかけしたダイヤモンド社出版局書籍編集部植田昌宏氏に心からお詫びを申し上げる次第である。

1976年1月

川 村 彰 夫

目 次

序

第1章 信用状の概念と信用状統一規則…………… 3

第1節 信用状の概念と機能…………… 3

1. 信用状の意味…………… 3

2. 信用状発生背景…………… 4

A 貿易とリスク(4) B 貿易上のリスク回避と為替
方式(6) C 貿易金融と信用状(10)

3. 信用状の機能……………12

A 信用危険(Credit Risk)の排除(12) B 振替危険
(Transfer Risk)の排除(14) C 取引の確定(14)
D 金融の円滑化(15) E 採算の向上(15)

第2節 信用状統一規則……………16

1. 統一規則制定の梗概……………16

2. 統一的解釈を要する文言抜粋……………20

A 時日に関する文言(20) B 数量、金額に関する
用語と解釈(20)

第2章 信用状取引の当事者……………22

1. 発行依頼人……………22

2. 発行銀行……………23

3. 受益者	23
4. 通知銀行	23
5. 確認銀行	24
6. 買取(割引)銀行	25
7. 支払(引受)銀行	25
8. 決済銀行	26

第3章 信用状の分類および種類27

第1節 信用状の分類.....27

1. Commercial Letter of Credit と Clean Letter of Credit	27
2. 輸出信用状と輸入信用状	28
3. Simple Credit と Reimbursement Credit	28
4. 銀行信用状	30

第2節 信用状の種類.....34

1. Irrevocable Credit(取消不能信用状)と Revocable Credit(取消可能信用状)	34
2. Confirmed Credit と Unconfirmed Credit	37
3. Negotiation Credit と Straight Credit	39
4. Open (or General) Credit と Restricted (or Special) Credit	40
5. With Recourse Credit と Without Recourse Credit	42
6. Sight Credit と Usance (or Acceptance) Credit	44
7. Revolving Credit	45
8. Packing (or Red Clause) Credit	46
9. Transferable Credit	47
10. Cash Credit	49
11. Payment on Receipt Credit	50

12. Authority to Purchase	50
13. Authority to Pay	51
14. Local Credit.....	51
15. “Back to Back” Credit	53
16. Escrow Credit.....	53
 第4章 信用状の様式とその主要文言	 55
1. 信用状の例示と文言説明.....	55
2. 信用状に使われる主要文言.....	60
A 手形振出許容文言(60) B 信用状の極度金額(61)	
C 手形の期限と振出額(61) D 積出期限(62)	
E 有効期限(62) F 信用状裏書文言(64) G 支	
払い等確約文言(65)	
 第5章 信用状取引の特質.....	 67
1. 信用状と売買契約	67
2. 積出書類の真正性	68
3. 信用状条件と積出書類の合致の意味	69
4. 積出貨物の担保機能	71
5. 信用状の完全性について.....	72
 第6章 信用状の実務.....	 74
第1節 信用状開設事務	74
1. 開設依頼書の受理	74
2. 開設審査.....	79
A 開設すべき信用状の種類(79) B 輸入業者の信用	
状態(83) C 輸入商品(83) D 輸入商品の販売先	
(84) E 販売先との売条件(85) F 輸出業者の信	
用状態(86) G 担 保(87)	

3.	開設事務	88
	A 信用状に盛り込むべき主要事項と注意点(88) B その他の指示事項(102) C 通知銀行と決済銀行の 選定(104) D 信用状の通知方法(104) E 取引 種類の決定(107)	
4.	取消または条件変更	110
5.	手数料について	111
	A 開設手数料(111) B 条件変更手数料(112)	
6.	信用状開設の経理と未使用残高の処理	112
第2節	信用状の接受と通知事務	113
1.	郵便による接受	113
2.	電信による接受	114
3.	通知手数料の徴求	118
4.	接受信用状の確認	118
	A 確認の意義(118) B 確認の方法(119) C 経 理処理(119) D 確認手数料の徴求(119)	
5.	取消と条件変更	120
6.	受益者に対する手交	122
第3節	信用状の譲渡事務	122
1.	信用状の譲渡	122
2.	譲渡の種類	123
	A 全額譲渡(Total transfer)(123) B 分割譲渡 (一部譲渡 Partial transfer)(123)	
3.	譲渡後の条件変更	127
4.	譲渡手数料	127
第7章	信用状取引と為替手形	128
1.	為替手形の概略と、その記載事項	129

- A 必要記載事項(129) B 必要記載事項以外の記載(134)
2. 為替手形の支払い、引受け、買取りと付属書類点検 … 136
 A 為替手形の買取(割引)銀行(136) B 為替手形の
 支払いと引受け(143) C 手形および付属書類の点検
 (145)
3. 信用状条件に合致せざる場合の銀行の措置…………… 151
 A 買取銀行の措置(151) B 信用状発行銀行の措置
 (153)

第8章 1974年改訂『荷為替信用状に関する

統一規則および慣例』の主要改訂点

と旧条文(1962年改訂分)との比較…………… 156

1. 新設された条項 …………… 157
 A 第13条(信用状条件合致証明書を不要とする旨の条
 文)(157) B 第17条(免責文言付積出書類)(158)
 C 第23条(複合運送書類)(158) D 第47条(代り金
 を譲渡する権利)(162)
2. 改訂された条項 …………… 163
 A 総則(e)項(第32条(b)項に定める選択権の行使銀行と、
 その拘束力)(163) B 第3条(取消不能信用状、確認
 信用状の定義と、その条件変更等)(165) C 第4条
 (電信通知による信用状)(167) D 第19条(b)項(受理
 される船荷証券)(169) E 第37条(信用状の有効期限)
 (170) F 第41条(積出書類の呈示期間)(171) G
 第46条(g)項(譲渡可能信用状の他国への譲渡)(172)
3. 追加された条項 …………… 173
 A 第7条(相互に矛盾する書類)(173) B 第8条(f)
 項(信用状発行銀行の条件不一致書類保管義務等)(174)
 C 第8条(g)項(留保条件あるいは保証状付買取りと信用

状発行銀行の立場) (175)	D 第 16 条(d)項(追加費用につ き付記のある積出書類の受理) (175)	E 第 22 条(b)項 (甲板積みに関する留保文言付船荷証券の受理) (176)
F 第 27 条(保険カバーの発効日) (176)	G 第 31 条(エ キセス条項付保険書類の受理) (178)	H 第 35 条(b)項 (同一航海の同一船への船積み) (178)
I 第 39 条(b)項 (銀行休日による有効期限繰延べと積出期限等) (179)	J 第 40 条(c)項(on or about の意味) (180)	
4. 銀行選択権の廃止された条項	180	
A 第 16 条(c)項(運賃引換払いの旨の表示ある積出書類の 受理) (181)	B 第 27 条(積出日以降の日付の保険書類 の拒絶) (181)	C 第 31 条(免責歩合付保険書類の受理) (182)
D 第 33 条(その他書類の受理) (182)	E 第 41 条(呈示期間の明示を欠く場合の積出書類の受理期限) (183)	
5. 削除された条項	184	
A 旧第 21 条 (184)	B 旧第 38 条 (184)	C 旧第 39 条 (184)

付録 荷為替信用状に関する統一規則および

慣例 (1974年改訂条文)	186
----------------------	-----

荷為替信用状に関する統一規則および慣例 (1974年

改訂条文) 内容索引	206
------------------	-----

新統一規則による
信用状の実務

第1章 信用状の概念と信用状統一規則

第1節 信用状の概念と機能

1. 信用状の意味

信用状統一規則では、総則B項で信用状という用語を下記のごとく定義づけている。

「ここでいう規定、定義および各条文に使用されている“荷為替信用状”ならびに“信用状”という用語は、どのような名称または表現が用いられていても、顧客（信用状発行依頼人）の依頼により、かつその指図にしたがって行動する銀行（発行銀行）が、信用状条件が充足されていることを条件として、明記されている書類と引換えに次のことを行う取決めを意味する。

- i) 第三者（受益者）もしくはその指図人に対して支払いを行ない、あるいは受益者の振り出した為替手形 (Bills of Exchange, Drafts) の支払い、引受けもしくは買取りを行うこと、

または

- ii) そのような支払いあるいは為替手形の支払い、引受けもしくは買取りを他行に授権すること。」

この定義は、後述するごとく信用状の大半を占める荷為替信用状について述べたものであるが、信用状の意味を要約して簡単にいえば、信用状とは、その保証の内容とか条件は信用状個々に盛られていて必ずしも定型的なものといえぬが、銀行が依頼人のために発行する一種

の支払保証状であるということになる。

信用状はのように債務者の債務支払いを保証する一手段であるが、その原始的形態は古く（12世紀とも13世紀ともいわれる）、欧州で法皇や国王が海外に使臣を派遣するに際し、現金を携行する不便を避けるために与えた公開の保証状にみることができるといわれている。

これは昨今の旅行信用状に相当するものであろうが、その後、商取引にも使用されるようになり、国際貿易の発展に伴って英国を中心に徐々に整備、発展を続けてきたのである。現在のような形態のものがみられだしたのは大体19世紀中頃以降のこととされている。

信用状は大きく分けると積出書類の添付を前提とする Documentary なものと、手形あるいは単なる Statement の呈示にとどまる Clean なものに区分されるが、内容等は第3章において詳述する。

本書においては、輸出入取引に使用される Documentary なものを中心に述べるので、以下、単に信用状という場合は、この Documentary Credit を指すものと了解されたい。

2. 信用状発生背景

商取引、ことに貿易取引において信用状の果たす役割はまことに大きく、いまや信用状を知らずして貿易は語れぬまでになっているが、どうして貿易決済に信用状が介入し、重要視されるに至ったのか、その発生背景を探ってみよう。

A 貿易とリスク

(1) Credit Risk (信用リスク)

国内取引の場合には相互に相手方の信用状態を知ることは比較的容易であるが、遠く海を隔てた海外業者を相手とするような貿易取引においては、相互の信用状態把握はさほど簡単ではない。銀行、国際的な調査機関等に依頼すれば概略は知りうるわけであるが、十分とはい

いがたく、不安が残るのは否みえない。これが Credit Risk と呼ばれるものである。

(2) Transfer Risk (振替リスク)

貿易取引は、政治、経済政策等を異にする国にまたがる取引であるため、仮にいくら当事者間に前述の Credit Risk がなくなっても、政策の変更、外貨事情悪化による対外決済遅延ないし不能というような国内取引では考えられないようなリスクがつきまとう。これが Transfer Risk である。

(3) Mercantile Risk (契約の履行に関する不安)

諸種の事情から商品価格が変動したり、他に有利な買手が現われたりすると売買契約がなかなか守られず、積出しの遅延にあったり、粗悪品をつかまされたり、一部ないし全部につきキャンセルされたりして、当初の転売期待益はもちろん、売込予定先から逆に損害賠償を求められたり、原材料だったら予定の生産が不能となったりして、不測の損害を蒙ることとなる。一般に Mercantile Risk と呼ばれるもので、輸入者が前払金でも支払っていると、この Mercantile Risk の上に、前払金返済不安という Credit Risk まで輸入業者が背負い込むことになる。

(4) Exchange Risk (為替相場変動リスク)

国内での取引では考える余地もないが、貿易取引では決済通貨の為替相場変動のリスクが当事者の一方、あるいは双方につきまとうこととなる。すなわち、輸出業者の属する国の通貨での取引なら輸入業者が、輸入業者の属する国の通貨での取引なら輸出業者が、更に当事者の国以外の第三国通貨での取引なら双方共にこのリスクを負うわけである。

以上の(1)～(4)にわたるリスクは、それぞれが個々に、あるいは相互に絡み合い、重なり合って出てくるだけでなく、更に法律、商慣習、

言語の相違等も加わって、およそ国内取引の場合とは比較にならぬほど貿易取引を複雑かつ困難なものにしているが、貿易取引の場合、通常、一取引での取引単位が大きく、また相対的に運賃、保険料、関税等、高いコストを要するので、そのわずかな変動も採算を根底から狂わせることになりかねず、貿易リスクを倍加させている。

B 貿易上のリスク回避と為替方式

それでは、国際間の貿易取引を円滑にし、その進展を期する上において、上述した諸種のリスクを回避するためにいかなる手段がとられているか、またどんな隘路があるか検討してみよう。順序は前後するが、まず第1に Exchange Risk につき考えると、これはいわゆる為替予約、つまり為替の先物売買を行うことで輸出業者も輸入業者もそれぞれ自己のリスクをカバーすることができるし、場合によっては最近わが国においても制度化された為替変動保険のごとき制度の利用もあるが、いまのところ、プラント等特殊のものに限られており一般的ではない。

次に Mercantile Risk であるが、これは道義の問題であり回避策といっても特に決め手になるものは見当たらない。ただ契約不履行による損害賠償の請求がしやすいよう輸出業者から保証を取り付けておく（通常、輸出業者の取引銀行が発行する保証状の形式をとるが、一般にこれを Performance Bond と呼ぶ）方法が考えられるが、契約金額の大きい場合とか、輸入業者が取引上ほど優位に立っている場合以外、先方に要求しがたいきらいがある。

次に Transfer Risk についてであるが、輸入業者が当局から輸入許可を得ているかどうか確認することが先決で、取得済みの場合はまず問題はないが、未取得の場合には十分注意しなければならない。制度的には輸出手形保険付保によりカバーされるが、付保条件に制約もあり、必ずしも一般的でなく、突発的事態に際しては保険の受付そ